

災害救助法適用市町村版
(横須賀市、三浦市)

令和8年台風第25号により被災された方への 生活支援窓口案内(ガイドブック)

令和8年台風25号で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省神奈川行政評価事務所では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

神奈川行政評価事務所において、以下の方法による御相談をお受けしております。

● 電話による相談受付：平日 9:00～16:45

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル：0570-090110

*IP電話等で上記の番号が利用できない場合は：045-681-1100

● 来所による相談受付：平日 9:00～16:45

住所：横浜市中区新港一丁目6番1号 よこはま新港合同庁舎3階
神奈川行政評価事務所 きくみみ神奈川

● インターネットによる相談受付

URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

● FAXによる相談受付

045-664-9316



インターネットによる相談受付

まぐみみ神奈川



総務省行政相談センター



総務省 神奈川行政評価事務所

〒231-0001

横浜市中区新港一丁目6番1号

よこはま新港合同庁舎3階

電話 045-681-1100

ご注意

このガイドブックに掲載している情報は、令和8年10月9日時点の情報で作成しております。各機関等で行っている支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、総務省神奈川行政評価事務所ホームページ（下記URL参照）に掲載しております。

URL: <https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanagawa.html>

※ 状況の変化等に伴い、担当窓口が変更されるなどにより、掲載された窓口では対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、全ての情報を掲載しているものではないことにご留意ください。



神奈川行政評価事務所HP

○ このガイドブックには、次の災害救助法適用2市の情報が掲載されております。

横須賀市、三浦市

「かながわ防災パーソナルサポート」（LINE）の登録はお済でしょうか？

災害時の避難に役立つ情報や災害に対する事前の備えに関する情報を、県民の皆様が調べることができます。ぜひ、友だち追加をお願いします。

詳細情報: [神奈川県ホームページ](#)をご確認ください。



1 防災情報の発信について

- 1-1 自治体の防災情報(1)
- 1-2 災害発生時の安否確認(1)



2 住まいや身の回りのこと

- 2-1 罹災(被災)証明書の発行(2)
- 2-2 被災者のための住宅提供(3)
- 2-3 住宅の応急修理(3)
- 2-4 被災した住宅の障害物の除去(4)
- 2-5 被災建物の解体・撤去(5)
- 2-6 家屋の消毒に関すること(5)
- 2-7 その他住まいに関すること(6)



3 お金のこと

- 3-1 災害弔慰金・見舞金の支給(6)
- 3-2 災害障害見舞金の支給(7)
- 3-3 生活資金の貸付け(7)
- 3-4 生活の困窮(8)
- 3-5 住宅に関する支援金、貸付(8)
- 3-6 雇用に関する支給(10)



4 役所の手続きのこと

- 4-1 国税の特別措置(12)
- 4-2 県民税の特別措置(12)
- 4-3 市町民税の特別措置(12)
- 4-4 各種保険料の特別措置(13)
- 4-5 公共料金の減免措置等(13)
- 4-6 証明書等を紛失した場合(14)
- 4-7 パスポートの発給手数料の免除(15)



5 民間の手続きのこと

- 5-1 損害保険(15)
- 5-2 生命保険の契約内容(15)
- 5-3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合(16)
- 5-4 法律相談等の窓口(16)



6 医療・健康のこと

- 6-1 医療機関の受診・介護保険サービスの利用(17)
- 6-2 障害福祉サービスの利用(17)
- 6-3 こころの悩み相談(18)



7 教育のこと

- 7-1 保育園・幼稚園の子がいる家庭への支援(19)
- 7-2 小中学生の子がいる家庭への支援(19)
- 7-3 高校生の子がいる家庭への支援(20)
- 7-4 大学生・専門学校の学生への支援(20)



8 事業者の方へ

- 8-1 中小企業者を対象とした相談窓口(21)
- 8-2 農林水産業者への支援(21)



9 そのほかの情報

- 9-1 ペット動物に関する相談(23)
- 9-2 消費者相談(23)
- 9-3 外国人相談(がいこくじんそうだん)(24)
- 9-4 自動車に関する相談(26)



1 防災情報の発信について

1-1 自治体の防災情報

★ 情報配信

災害時に必要な情報を提供しています。

◆ 神奈川県災害情報ポータルサイト

市町村から県庁に報告された避難情報や避難所開設情報などが公開されます。このほかにも、警報、注意報等の気象情報、地震情報や、災害対策に役立つ防災まめ知識、ハザードマップ、地震被害想定などの情報を掲載しています。



神奈川県HP

◆ 横須賀市災害・防災サイト

[令和8年 台風第25号の被害に遭われた方へ](#)

◆ 横須賀市消防局 災害発生情報（三浦市の情報含む）

[災害発生情報](#)



◆ 三浦市災害情報サイト

[ホーム／三浦市](#)



◆ Yahoo! 防災速報

緊急情報や避難所へのルート、避難所開設情報、気象情報などの防災情報を配信しているサービスです。災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に注意喚起情報を配信しています。



Yahoo!防災速報アプリ



iOS版



Android版

1-2 災害発生時の安否確認

◆ 災害伝言ダイヤル「171」

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加することにより、通話がつながりにくい状況になった場合に提供が開始されるサービスです。

サービスの使用方法は、右の二次元コードよりご確認ください。



NTT東日本
HP



2 住まいや身の回りのこと

2-1 罹災(被災)証明書の発行

- ◆ 「罹災証明書」とは、地震等の災害によって被災した居住・所有する住家の被害の程度(大規模半壊、半壊等)を公的に証明する書面です。被災者生活再建支援金、各種融資、税金や保険料の減免等の申請に必要となる場合があります。

また、自動車など住家以外(店舗、事務所、倉庫、門、塀、車両などの動産)が被災した場合には、「被災証明書」を申請することができます。



内閣府HP

証明書の申請方法や詳細な情報につきましては、次の窓口までお問い合わせください。

< 罹災証明書の申請に関する必要書類等 >

罹災(被災)証明願、身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカードなど)、被災現場の写真(建物全体の写真、被害箇所が分かる写真)が必要です。

※詳細は、お問合せ先にご確認ください。

※自己判定方式による交付の場合を除き、被災現場の写真の提出は必須ではありませんが、早期の証明書交付のために、ご協力よろしくお願いします。

※罹災者(被災者)もしくは同居している方以外が申請者の場合は、罹災証明願の下部にございます、委任状への記載が必要です。

< 罹災証明書の再申請 >

発行された罹災証明書の判定について、その後新たな被害が確認されるなどして判定に納得がいかず再調査を希望される場合は、その申請が可能です。

< 被災証明書の申請に関する必要書類等 >

罹災(被災)証明願、身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカードなど)、被災現場の写真(被災物全体の写真、被害箇所が分かる写真)が必要です。

※詳細は、お問合せ先にご確認ください。

上記に加え、

- ・ 非住家の場合は、被災者と建物の所有関係がわかるもの(登記簿の写しなど)をご提出ください。
- ・ 人的被害の場合は、被害の事実を証明する書類をご提出ください。

マイナポータルからの罹災証明書のオンライン申請、自治体のシステムを通じての罹災証明書のオンライン申請については、デジタル庁 HP(右二次元コード先)をご確認ください。

なお、マイナポータルからのオンライン申請には、マイナンバーカードまたはスマホ用署名用電子証明書設定済みのスマートフォンによる電子署名が必要となる場合があります。電子署名をしなかった場合には別途本人確認書類の提出が必要となる場合があります。



デジタル庁HP

<お問い合わせ先>

横須賀市	市長室危機管理課	046-822-8357	
三浦市	防災危機対策室	046-882-1111 (内線504・505・506・507)	

2-2 被災者のための住宅提供

- ◆ 災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保出来ない方に対して、公営住宅、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅を借り上げたもの）等の提供がされる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

神奈川県	(公営住宅) 県土整備局建築住宅部住宅計画課住宅企画グループ (令和8年台風第25号により被災された方への公営住宅等の一時提供について)	045-210-6539
	県くらし安全防災局総務室企画調整グループ (その他、支援全般について)	045-210-3418
横須賀市	(市営住宅に関すること) 都市部市営住宅課 (賃貸型応急住宅に関すること)都市部市営住宅課	046-822-9604 046-822-9451 (直通)
三浦市	(公営住宅に関すること) 上記神奈川県の一時的提供住宅の受付窓口を参照 (賃貸型応急住宅に関すること) 防災危機対策室	046-882-1111 (内線60643)

※[賃貸型応急住宅の供与について](#)

令和8年台風第25号により、ご自宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、県が、災害救助法に基づき県内の民間賃貸住宅を一時的に借り上げて賃貸型応急住宅として供与します。

(注意事項)

- ・入居契約は、被災者(入居者)・貸主(大家)・県の三者契約となります。
- ・被災者ご自身で協力不動産店に出向き、要件に合う民間賃貸住宅をお探しいただくことになります。(県や市が住宅を紹介する制度ではありません。)
- ・相談及び申込受付は、ご自宅のある市の窓口で行います。
- ・家賃の限度額を超える民間賃貸住宅に、被災者が家賃の差額を負担して入居することはできません。

2-3 住宅の応急修理

◆ 「災害救助法」の適用により、被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき、市区町村が事業者に修理を依頼し、実施するものです。申込みにあたっては、ご自身で修理業者から見積書を取得するほか、罹災証明書や被災状況の写真等を提出していただく必要があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

本制度を利用した場合、今後、公費解体制度を利用できない場合があります。また、修理業者にすでに工事費を支払った場合は、制度の対象外となります。

内容	屋根、壁、窓、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理
限度額	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：75万7,000円以内 準半壊(損害割合が10%以上20%未満)：36万7,000円以内 ※原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含みます。 ※申請者への支払いは行いません。施工業者へ直接、市町が支払います。 ※制度の対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります。 ※同一住宅(1戸)に2以上の世帯が居住している場合でも1世帯あたりの限度額以内となります。
対象者	全ての要件を満たす方(世帯)が対象 ・ 当該災害により準半壊以上の住家被害を受けたこと ※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。 ・ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用しないこと ※被害を受けた住宅の工事中に限り、利用可能です。 ・ 自ら修理する資力がないこと(中規模半壊、半壊、準半壊の方) ・ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

<お問い合わせ先>

横須賀市	都市部市営住宅課	046-822-9604
三浦市	(受付開始前) 神奈川県危機管理防災課応急対策グループ (受付開始後) 三浦市都市環境部都市計画課	045-210-3430 046-882-1111 (内線 272・273・274)

※罹災証明書が必要です。

2-4 被災した住宅の障害物の除去

◆ 令和8年台風第25号により被災した住宅について、災害救助法に基づき、住宅又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を支援します。住宅が半壊又は床上浸水の被害(罹災証明書による)を受け、自ら除去する資力のない世帯を対象に、被災した住宅の居室、台所、玄関、トイレなど日常生活上欠くことのできない場所にある土砂等の除去について、市が施工業者と契約し、除去費を直接、業者に支払う制度です。

詳細は次の窓口にお問い合わせください。

障害物の除去の範囲	障害物の除去は、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保するために行うものです。その範囲は次の通りとなります。 なお、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象になりません。 ・居室、台所、玄関、トイレ等の日常生活上欠くことのできない場所にある土砂等の除去（物置や倉庫等にある土砂等は対象外） ・住宅の入口が土砂等で閉ざされている場合の玄関回りの除去
限度額	1世帯あたりの限度額は148,600円(消費税込)以内です。 ※申請者への支払いは行いません。施工業者へ直接、市町村が支払います。 ※同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合にも1世帯あたりの額以内となります。
対象者	次の全ての要件を満たす方(世帯) ・災害時に住んでいた住宅が半壊又は床上浸水した方 ・住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり自らの資力では障害物を除去できない方 ・避難所等へ避難している方で、障害物を除去して元の家に住む方 ・災害救助法に基づく応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む)を利用しない方

<お問い合わせ先>

横須賀市	市営住宅課	046-822-9604
三浦市	都市計画課	046-882-1111(内線272)

※罹災証明書が必要です。

2-5 被災建物の解体・撤去

- ◆ 自らが費用負担して解体業者と契約し、被災した建物の解体・撤去を行った後、市が所有者に解体撤去費用を支払う場合(「自費解体(解体費用の立替えと払戻し)」)があります。詳細は、次の窓口へお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

横須賀市	資源循環部廃棄物対策課	046-822-8523
三浦市	(確認中)	

2-6 家屋の消毒に関すること

- ◆ 神奈川県、横須賀市及び三浦市において浸水被害に遭われた家屋等の消毒方法を案内しています。

<お問い合わせ先>

神奈川県	健康医療局	(確認中)	—
------	-----------------------	-------	---

	保健医療部健康危機・感染症対策課		
横須賀市	民生局健康部保健所生活衛生課環境衛生担当	046-824-9861	—
三浦市	保健福祉部健康づくり課	046-882-1111 (内線370・371)	—

2-7 その他住まいに関すること

◆ 災害ごみの収集について

詳細は、お住まいの市町村のホームページをご覧ください。下記の窓口までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

横須賀市	資源循環部廃棄物対策課	046-822-8469
三浦市	都市環境部 廃棄物対策課	046-882-1111 (内線295・291・299)

◆ 災害時における浄化槽の機能維持について

浄化槽が地震や洪水等により被災した場合、生活排水が垂れ流しとなったり、トイレの使用が不可能となったりするなど、環境や公衆衛生、社会活動に重大な影響が生じるおそれがあります。掃除は、市の許可を受けた清掃業者に依頼してください。浄化槽清掃関係については、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

横須賀市	資源循環部廃棄物対策課	046-822-8458
三浦市	(清掃について)都市環境部環境課	046-882-1111 (内線297)
	(清掃以外のことについて)神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター生活衛生課	046-882-6811

◆ 災害時の水道・下水道について

<お問い合わせ先>

横須賀市	上下水道局お客様料金サービスセンター	046-823-3232
三浦市	(水道について)上下水道部給水課	046-882-1111 (内線383)
	(下水道について)上下水道部下水道課	046-882-1111 (内線267・268)



3 お金のこと

3-1 災害弔慰金・見舞金の支給

◆ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市内で住宅が5世帯以上滅失した災害等によって亡くなった方の遺族に対し、災害弔慰金が支給されます。



内閣府HP

詳細は、次の窓口へお問い合わせください。

対象者	支給の範囲・順位は、死亡した方の (1) 配偶者、(2)子、(3)父母、(4)孫、(5)祖父母。 ※ 上記のいずれもが存在しない場合は、兄弟姉妹が受給することはできるが、死亡した者の死亡当時その者と同じくして いた者に限られます。
支給額	・ 生計維持者が死亡した場合： 500万円 ・ その他の者が死亡した場合： 250万円 ※ 災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から 災害障害見舞金の額を控除した額

<お問い合わせ先>

横須賀市	危機管理課	046-822-8357
三浦市	保健福祉部 福祉課	046-882-1111 (内線355・356)

3-2 災害障害見舞金の支給

- ◆ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市内で住宅が5世帯以上滅失した災害等によって重度の障害を受けた方に対し、災害障害見舞金が支給されます。詳細は、次の窓口へお問い合わせください。



内閣府HP

対象者	重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方
支給額	・ 生計維持者の場合：250万円 ・ その他の者の場合：125万円

<お問い合わせ先>

横須賀市	危機管理課	046-822-8357
三浦市	保健福祉部福祉課	046-882-1111 (内線355・356)

3-3 生活資金の貸付け

「社会福祉法」に基づき、必要な経費を貸し付けるものです。大規模災害時には国の施策により貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

内容	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対する、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付		
貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子

据置期間	貸付けの日から2か月以内	償還期間	据置期間経過後12か月以内
------	--------------	------	---------------

※ 連帯保証人は不要。

<お問い合わせ先>

横須賀市	横須賀市社会福祉協議会	046-821-1301
三浦市	三浦市社会福祉協議会	046-888-7347

3-4 生活の困窮

◆【生活困窮者自立支援制度】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、支援を受けられる場合があります。

他の専門機関とも連携しながら、支援プランを作成します。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



厚労省HP

<お問い合わせ先>

横須賀市	福祉こども部生活支援課	046-822-8070
三浦市	三浦市権利擁護センターいっしょ	046-888-7347

◆【生活保護】

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。詳細は次の窓口にお問い合わせください。



厚労省HP

<お問い合わせ先>

横須賀市	民生局福祉こども部生活支援課	046-822-8519
三浦市	保健福祉部 福祉課(生活保護担当)	046-882-1111 (内線 333・357・358・360)

3-5 住宅に関する支援金、貸付

◆【災害援護資金の貸付(住宅や家財に被害)】

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「災害救助法」が適用された災害によって負傷、住居、家財に被害を受けた方に貸し付けます。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



内閣府HP

貸付 限度額	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	負傷のみ	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円
	家財の1/3以上の損害	250万円	住居の半壊	170万円
	住居の半壊	270万円	住居の全壊	250万円
	住居の全壊	350万円	住宅の全体の滅失または流失	350万円
所得 制限	世帯人員	市民税における前年の総所得金額		
	1人	220万円	3人	620万円
	2人	430万円	4人	730万円
	5人以上の場合、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円です。			
貸付 利率	年1.5%（据置期間中は無利子）		据置期間	3年（特別の場合は5年）
償還 期間	10年（据置期間を含む）		償還方法	年賦、半年賦または月賦（元利均等）

<お問い合わせ先>

横須賀市	（確認中）	
三浦市	（確認中）	

◆【災害復興住宅融資】

災害復興住宅融資は、被災された方の住宅の再建を支援するため、住宅金融支援機構が行う全期間固定金利型の公的住宅ローンです。

融資は、建設、購入、補修の場合に受けられます。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

独立行政法人 住宅金融支援機構	お客様コールセンター （災害専用ダイヤル）	0120-086-353 もしくは048-615-0420
-------------------------------------	--------------------------	----------------------------------

◆【住宅ローンの返済】

「災害救助法」が適用された災害時に、債務整理を申し出るための仕組みがあります。

手続き支援を無料で受けられる、財産の一部を手元に残せる、個人情報として登録されない等のメリットがあります。詳細は、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

また、借入先が銀行の場合、次の窓口にお問い合わせいただくこともできます。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 全国銀行協会	相談室	0570-017109 または03-5252-3772
-----------------------------------	-----	--------------------------------

◆【生活福祉資金の貸付 福祉費(災害援護費)】

災害を受けたことにより費用が必要となった低所得世帯(必要な資金を他から借りることが困難な世帯)に対して貸し付けを行うものです。

※ 大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、市町村による「災害援護資金」の貸付が優先となり、本貸付は対象外となります。

貸付限度額	150万円(以内)
貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%
据置期間	貸付けの日から6か月以内
償還期間	据置期間経過後7年以内

<お問い合わせ先>

横須賀市	横須賀市社会福祉協議会	046-821-1301
三浦市	三浦市社会福祉協議会	046-888-7347

3-6 雇用に関する支給

◆【雇用保険失業給付の支給】

事業所が災害を受けたことにより休止、廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方について、実際に離職していなくても失業給付(雇用保険の基本手当)を受給することができます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・「災害救助法」の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
- ・ 居住地を管轄するハローワークでなくても、お近くのハローワークで手続きができます。

<お問い合わせ先>

ハローワーク横浜南	横浜市のうち金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡(葉山町)	045-788-8609
ハローワーク横須賀	横須賀市<ハローワーク横浜南の管轄区域を除く>、三浦市	046-824-8609

◆【未払賃金立替払】

「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、独立行政法人労働者健康安全機構(JOHAS)が未払いの賃金を立て替えること

ができます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ 事業主及び労働者に要件があります。
- ・ 対象となる賃金は、退職日の6か月前から請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金(定期給与と退職金。ボーナスは含まれません。)です。
ただし、総額2万円未満のときは対象外です。
- ・ 退職日における年齢ごとに立替払の上限が定められています。



JOHAS HP

<お問い合わせ先>

横須賀労働基準監督署	横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町	総合労働相談コーナー	046-823-0858
----------------------------	------------------	------------	--------------

◆【労災補償】

「労働者災害補償保険法」に基づき、労働者の方が工作中や通勤中に被災した場合、ご本人やご家族の方は労災保険による給付(治療や投薬、遺族年金・一時金など)を受けられます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



厚労省HP

<お問い合わせ先>

神奈川労働局	—	労災補償課	045-211-7355
横須賀労働基準監督署	横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町		046-823-0858

◆【職業転換給付金(訓練手当)の支給】

「労働施策総合推進法」に基づき、広域の求職活動を行ったり、職業訓練を受けたりできるよう、交通費や宿泊料の他、訓練を受講した場合の給付を受けられます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

神奈川労働局		職業安定部職業安定課	045-650-2800
ハローワーク横浜南	横浜市のうち金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡(葉山町)	045-788-8609	
ハローワーク横須賀	横須賀市<ハローワーク横浜南の管轄区域を除く>、三浦市	046-824-8609	

◆【雇用調整助成金】

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対

して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

<お問い合わせ先>

神奈川労働局神奈川助成金センター	雇用調整助成金	045-277-8815
----------------------------------	---------	--------------



4 役所の手続きのこと

4-1 国税の特別措置

◆ 国税の納付が難しい方には次のような措置があります。

- ・ 申告等の期限延長
- ・ 納税の猶予
- ・ 所得税等の軽減
- ・ 住宅取得資金に係る贈与税の特例
- ・ 被災自動車に係る自動車重量税の還付
- ・ 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税



国税庁HP

◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

国税相談専用ダイヤル		0570-00-5901
横須賀税務署	横須賀市、三浦市	046-824-5500(代表)

4-2 県民税の特別措置

◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、不動産所得税、個人事業税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

横須賀県税事務所	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	046-823-0210(代表)
--------------------------	----------------------	------------------

4-3 市税の特別措置

◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、住民税(市税)、固定資産税等の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が受けられる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

横須賀市	税務部市民税課(市県民税(住民税)) 税務部資産税課(固定資産税、都市計画税) 税務部納税課(徴税担当)	046-822-8192 046-822-8195 046-822-8203
三浦市	総務部税務課(収納担当) 総務部税務課(市民税担当)	046-882-1111 (内線244・245・249) 046-882-1111 (内線232)

4-4 各種保険料の特別措置

- ◆ 次の支払いについて、申出により、減免、支払いの猶予、分納ができる場合があります。
詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

◆【国民年金保険料】

横須賀市	民生局地域支援部窓口サービス課	046-822-8235
三浦市	保健福祉部保険年金課(国民年金担当)	046-882-1111 (内線302)

◆【国民健康保険料】

横須賀市	民生局健康部健康保険課	046-822-8233
三浦市	保健福祉部保険年金課(国民健康保険担当)	046-882-1111 (内線301・314・317・347)

◆【介護保険料】

横須賀市	民生局福祉こども部介護保険課	046-822-8293
三浦市	保健福祉部高齢介護課(介護保険担当)	046-882-1111 (内線354・363・364)

◆【後期高齢者医療保険料】

横須賀市	民生局健康部健康保険課	046-822-8272
三浦市	保健福祉部保険年金課(後期高齢者医療保険担当)	046-882-1111 (内線303・304)

4-5 公共料金の減免措置等

- ◆【電気、ガス、水道、電話料等の支払期日の延長や減免、工事や修理費用の免除、

軽減など】

適用の条件や支援措置の内容については事業者ごとに異なりますので、ご契約の各事業者へご確認ください。

<お問い合わせ先の例>

東京電力	神奈川カスタマーセンター (月～土 9時～17時)	0120-99-5775
東京ガス	東京ガスお客さまセンター	0570-002211
NTT 東日本	料金問い合わせ受付センター (平日 9時～17時)	0120-002-992
上下水道	横須賀市上下水道局お客様料金サービスセンター	046-823-3232
	三浦市上下水道部営業課	046-882-1111(内線383)

4-6 証明書等を紛失した場合

◆ 基礎年金番号通知書、年金証書

基礎年金番号通知書や年金証書を紛失した場合は再発行ができます。

詳細は、最寄りの年金事務所または日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

横須賀年金事務所 (横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡)	〒238-8555 神奈川県横須賀市米が浜通1-4 Flos 横 須賀	046-827-1251 (自動音声)
日本年金機構 ねんきんダイヤル	受付時間 8:30～19:00(月)、 8:30～17:15(火～金)、 9:30～16:00(第2土曜)	ナビダイヤル: 0570-05-1165 (IP電話等の場合: 03-6700-1165)

◆ マイナンバーカード

- ・ 災害によりマイナンバーカードを紛失した場合は、罹災証明書の発行を受けてください。罹災証明書をご提出いただくことで、マイナンバーカードの再交付手数料が免除されます。
- ・ 罹災証明書を取得できない場合は、[マイナンバー総合フリーダイヤル\(0120-95-0178\)](#)へ電話をしてカードの一時利用停止の手続きをしてください。その後、警察へ遺失届を提出してください。
この場合、マイナンバーカードの再交付には手数料がかかります。
- ・ マイナンバーカードの再発行については、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

横須賀市	民生局地域支援部窓口サービス課	046-822-8573
三浦市	市民部 市民サービス課 (マイナンバーコールセンター担当)	046-882-1111 (内線309)

4-7 パスポートの発給手数料の免除

- ◆ 災害救助法又は被災者生活再建支援法が適用された災害により被害に遭われた場合、パスポートの発給手数料が申請により免除となります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

パスポートセンター	電話案内センター	045-222-0022
本所(横浜)	横浜市中区山下町2 (産業貿易センター2階)	(確認中)
横須賀出張窓口	横須賀市日の出町2-9-19 (神奈川県横須賀合同庁舎5階) (申請のみ、毎月第2・第4火曜日の隔週2回のみ開所)	(確認中)



5 民間の手続きのこと

5-1 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては、[ご契約の損害保険会社](#)にお問い合わせください。
- ◆ 損害保険会社とのトラブルが解決しない場合、次の窓口で苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援を行っています。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 日本損害保険協会	そんぽADRセンター (平日9時15分～17時)	03-4332-5241
	自然災害等損保契約照会センター (平日9時15分～17時)	0120-501-331 (IP電話等の場合： 03-6836-1003)
一般社団法人 外国損害保険協会	自然災害等損保契約照会センター (平日9時～17時)	03-5425-7850

5-2 生命保険の契約内容

- ◆ 申出により、保険料の払込について猶予する場合があります。また、申出により、必要書類を一部省略する等で、迅速に保険金や給付金を支払うことができます。[ご契約の](#)

生命保険会社にお問い合わせください。

- ◆「災害救助法」が適用された地域において、生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無の照会に対応します。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 生命保険協会	災害時受付専用連絡先(生命保険相談所) (平日9時～17時)	0120-001-731
------------------	---	--------------

5-3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では預金通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、**本人確認書類の提示により、預貯金の払戻し**ができます。また、本人確認書類を紛失してしまった場合でも、住所・氏名等から登録内容の一致を確認したうえで払戻しを行うことができます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

金融機関等	各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口	
ゆうちょ銀行	ゆうちょコールセンター (平日9時～19時、土日祝日9時～17時)	0120-108-420
	カード紛失センター (年中無休・24時間受付)	0120-794-889
かんぽ生命保険	かんぽコールセンター (平日9時～21時、土日祝日9時～17時)	0120-552-950

5-4 法律相談等の窓口

- ◆ 震災法律援助に基づき、無料で相談を受けられる場合があります。

<お問い合わせ先>

弁護士 相談	神奈川県弁護士会	
	・ 臨時無料電話相談	◆相談日時 10月7日(水)から当面の間 ◆相談申込電話番号 045-211-7700 ◆受付時間 平日10時00分～12時00分、13時00分～16時00分
	・ 被災者ローンの相談 ・ 震災関連相談	(確認中)
	法テラス・サポートダイヤル	0570-078374 03-6745-5600(IP電話) (平日 9時～21時、土曜 9時～17時)

司法書士 相談	神奈川県司法書士会	(確認中)
------------	-----------	-------

- ◆ 市役所・町役場で弁護士による無料相談を受けられます。予約制です。
詳細は次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

横須賀市	民生局地域支援部市民相談室	046-822-8114
三浦市	市民部 市民サービス課(お客様センター担当)	046-882-1111(内線319)



6 医療・健康のこと

6-1 医療機関の受診・介護保険サービスの利用

- ◆ 災害等で自宅が全壊・半壊するなど大きな被害にあわれた方、生計維持者が失職して収入がない方などは、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いを猶予または減免できる場合があります。

また、被災により資格確認書等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診できます。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

横須賀市	民生局福祉こども部介護保険課 民生局福祉こども部介護保険課	046-822-8232 046-822-8253
三浦市	保健福祉部保険年金課 (国民健康保険) 保健福祉部高齢介護課(介護保険担当)	046-882-1111 (内線301・314・317・347) 046-882-1111 (内線354・363・364)

6-2 障害福祉サービスの利用

- ◆ 災害により住宅や家財等に著しい被害を受けた場合に、利用者負担の減額ができる場合があります。

<お問い合わせ先>

横須賀市	民生局福祉こども部障害福祉課	046-822-9488
三浦市	保健福祉部福祉課(障害福祉担当)	046-882-1111 (内線361・362・305)

6-3 こころの悩み相談

◆ 災害にあわれた方のこころの悩み相談を電話でお受けしています。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	よりそいホットライン (24時間)	0120-279-338
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	いのちの電話	0120-783-556 (毎日16時～21時) 0570-783-556 (毎日10時～22時)
横須賀市	横須賀こころの電話 (平日)16時～23時 (土日祝)9時～23時 (毎月第2水曜日)16時～翌朝6時	046-830-5407
三浦市	神奈川県 鎌倉保健福祉事務所三崎センター (平日)8時30分～17時15分	046-882-6811
神奈川県 LINE相談	いのちのほっとライン @かながわ	水曜日を除く毎日17時から24時まで(受付は23時30分まで) ※祝日(振替休日を含む)・年末年始除く 

◆ 誰もが自分らしく生きていけるよう、様々な悩みを抱える方の相談に応じています。

<お問い合わせ先>

かながわ女性の不安・困りごと相談室	かながわ女性相談室	0467-46-2110 (予約制) 毎週月曜日から金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時00分から17時00分まで
-------------------	---------------------------	--

	LINE相談 (LINEアプリのホーム画面の検索で、ID「@749kwotj」を検索するかスマートフォン等で右の二次元コードを読み取ってください。)	(毎週月・火・水曜日) 10時～13時 (毎週木・金曜日) 13時～16時 
--	---	---



7 教育のこと

7-1 保育園・幼稚園の子がいる家庭への支援

◆【保育料に関する相談】

認可保育施設を利用しているご家庭が災害によって、住宅等財産に著しい損害を受けた場合、保育料を減額または免除することができる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

幼稚園では園により対応が異なりますので、各園にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

横須賀市	民生局福祉こども部子育て支援課	046-822-9728
三浦市	保健福祉部子ども課	046-882-1111 (内線365・366・367)

7-2 小中学生の子がいる家庭への支援

◆【就学費用の援助】

災害によって生活状況が急変した場合、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助できる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先> (公立学校の場合)

横須賀市	教育委員会事務局学校教育部支援教育課	046-822-8480
三浦市	教育委員会教育部学校教育課	046-882-1111 (内線409)

<お問い合わせ先> (私立学校の場合)

神奈川県	福祉子どもみらい局 子どもみらい部私学振興課	(確認中)
------	------------------------	-------

7-3 高校生の子がいる家庭への支援

◆【授業料の就学支援、減免、猶予等】

災害によって所得が減少した場合、授業料、受講料や入学料等の徴収猶予または減額、免除ができる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

神奈川県	(県内公立) 教育局 行政部財務課	(確認中)
	(県内私立) 福祉子どもみらい局 子どもみらい部私学振興課	(確認中)
横須賀市	(横須賀市立)教育委員会事務局学校教育部教育指導課	046-822-8525

7-4 大学生・専門学校の学生への支援

◆【授業料の減免】

災害によって家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難となった学生を対象に、授業料等の減額、免除ができる場合がありますので、在籍する学校の授業料担当窓口にお問い合わせください。

◆【国の教育ローン】

貸付限度額	上限350万円
内容	・独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)等の奨学金と併用できます。 ・受験前でも申し込み可能

詳細は、在籍する学校の担当窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫	教育ローンコールセンター (平日9時～19時)	0570-008656 または03-5321-8656
----------	--	--------------------------------

◆【奨学金の緊急採用等】

<お問い合わせ先>

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)	【奨学金の緊急採用】 在籍する学校の奨学金担当窓口にご相談ください。	
	【奨学金の返還の減額、返還期限の猶予】 奨学金相談センター (平日9時～20時)	0570-666-301 または03-6743-6100

	【災害支援金の申請受付】 政策企画部広報課寄附金室 JASSO災害支援金担当 ※学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした場合	03-6743-3185 ご不明な点は、在学中の学校を通じてお問い合わせください。
--	---	--



8 事業者の方へ

8-1 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての相談窓口を設置しています。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

関東経済産業局	産業部中小企業課	048-600-0321
中小企業庁	【特別相談窓口、小規模企業共済災害時貸付】 経営安定対策室	03-3501-1511 (内線 5251～3)
	【セーフティネット保証4号】 金融課	03-3501-1511 (内線 5271～5)
日本政策金融公庫	横浜支店 中小企業事業 (平日9時～17時)	045-682-1061
	国民生活事業 (平日9時～17時)	0570-039574
	横浜中央支店 国民生活事業 (平日9時～17時)	0570-041137
中小企業基盤整備機構	関東本部企業支援部企業支援課	03-5470-1620
神奈川県よろず支援拠点		045-633-5071
神奈川県	産業労働局 中小企業部金融課 【金融相談窓口】	045-210-5695
公益財団法人 神奈川県産業振興センター		043-299-2907
神奈川県信用保証協会	本店経営支援推進室	045-681-7141
	横須賀支店(担当地区:横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町)	046-822-3821

◆ 【金融支援(セーフティネット資金)】

神奈川県は、豪雨により被害を受けた中小企業者の復旧・復興を支援するため、県制度融資による金融支援(一般枠)を行っています。詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

8-2 農林水産業者への支援

◆ 災害対策資金

神奈川県は、天災によって被害を受けた農業者に対し、農業経営の維持に必要な資金を融資機関が融資する場合、その利子を県が融資機関に補助(利子補給)することにより低利で利用できる災害対策資金を行っています。

貸付対象者	・市町村長が認定した天災等による被害農業者 ・「農作物の病虫害、家畜の流行性疾病」により生じた農畜産物の再生産に関する被害については、農産物等の減収量が平年収穫量の30%以上かつ損失額が平年農業総収入の10%以上の被害を被った者
貸付限度額	・個人:1,800万円 ・法人、任意団体:1億円 (その他知事が特に認めた場合はその額)

<お問合せ先>

神奈川県	環境農政局 農水産部農業振興課	045-210-4422
	横須賀三浦地域県政総合センター	046-823-0210
農業協同組合	神奈川県信用農業協同組合連合会	045-680-3083
	よこすか葉山農業協同組合	046-838-5051
	三浦市農業協同組合	046-888-3145

◆ 日本政策金融公庫の農林漁業者向け融資制度

令和8年9月台風25号において、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」等の災害資金が利用できます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

適用できる制度	農林漁業施設資金(災害復旧施設)	農林漁業セーフティネット資金(災害)
資金の使いみち	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80% 又は1施設あたり300万円	(一般)600万円
融資期間 (うち据置期間)	15年以内(3年以内)	15年以内(3年以内)

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫横浜支店	農林水産事業(平日9時~17時)	045-641-1841
------------------------------	------------------	--------------

◆ JAバンク災害等相談窓口

JAバンク(JA・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫)では、災害等が発生した場合、被災者の皆さまを対象に、融資等に関するご相談をご利用のJAバンク店舗で受付けております。ご利用のJAバンク店舗での対応が困難な場合には、次の窓口にお問い合わせください。

<お問合せ先>

農業協同組合	神奈川県信用農業協同組合連合会 食農営業部	045-680-3083
--------	--	--------------



9 そのほかの情報

9-1 ペット動物に関する相談

9-2 消費者相談

- ◆ 災害に便乗した悪質な商法には十分にご注意ください。
不審、不安に思ったら、ご相談ください。
消費者庁HPから災害関連情報を確認できます。



消費者庁HP

<お問い合わせ先>

消費者庁	消費者ホットライン	188(局番なしの3桁) ※つながらない場合は 03-3446-0999
神奈川県	かながわ中央消費生活センター	045-311-0999 月曜～金曜9時30分～17時00分、土曜9時30分～16時30分
横須賀市	横須賀市消費生活センター	046-821-1314 月曜～金曜9時00分～16時00分
三浦市	三浦市市民部市民協働課	046-882-1111 (内線311・312・313・315) 毎週木曜日(祝日順延) 9時30分～12時・13時～15時30分(受付終了15時)

- ◆ 災害発生後は、行政機関職員、修理業者、ボランティア等を装った詐欺や窃盗が発生するおそれがあります。身分証の確認や公式窓口への問い合わせを行い、その場で契約・送金・個人情報の提供をしないよう注意してください。

(例)

【支援金・義援金詐欺】

- ・「給付金の振り込みに手数料が必要」と言って、現金や電子マネーを要求する。
- ・自治体職員や金融機関職員を名乗り、「還付金がある」と言ってATMへ誘導する。

【点検・修理の悪質商法】

- ・「無料で排水設備を点検する」と訪問し、不安をあおって高額な修理契約を迫る。
- ・「今なら保険金で無料修理できる」と説明し、不要な工事契約を結ばせる。

【窃盗・空き巣】

- ・「被災状況の確認調査」と称して、家族構成や資産状況、留守状況を聞き出す。
- ・警察官や自治体職員を名乗り、「防犯確認」「災害調査」を理由に現金や通帳の保管場所を聞き出す。

9-3 外国人相談(がいこくじんそうだん)

Consultation for Foreigners

◆ 外国人(がいこくじん)に、多言語(たげんご)で対応(たいおう)している窓口(まどぐち)です。

法務省 出入国 在留管理庁 (ほうむしょう しゅつにゆうこく ざいりゅうかんり ちょう) Immigration Services Agency	外国人在留総合インフォメーションセンター (がいこくじんざいりゅうそうごういんぷおめ ーしょんせんたー) Foreign Residents General Information Center (平日(へいじつ) weekdays 8:30~17:15)	0570-013904 IP、海外(かいがい) から (from overseas) 03-5796-7112  法務省HP
日本政府 観光局 (にほんせいふか んきょうきょく) Japan National Tourism Organization	ジャパンビジターホットライン(じゃぱんびじた ーほっとらいん) Japan Visitor Hotline (24時間対応(じかんたいおう) 24 hours a day)	050-3816-2787  国交省HP
法務省 (ほうむしょう) Ministry of Justice	外国語人権相談ダイヤル(がいこくごじんけん そうだんだいやる) Foreign-language Human Rights Hotline (平日(へいじつ) weekdays 9:00~17:00)	0570-090911  法務省HP
	対応言語(たいおうげんご) Supported languages: 英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、 フィリピン語 Filipino、ポルトガル語 Português、ベトナム語 Tiếng Việt、 ネパール語 नेपाली、タイ語 ภาษาไทย、インドネシア語 Bahasa Indonesia、 スペイン語 Español、	

神奈川県(かながわけん) Kanagawa	一般相談(いっぱんそうだん)(がいこくせきけんみんのためのそうだんまどぐち) General Consultation for Foreign Residents (平日(へいじつ) weekdays 10:00~12:00/13:00~17:00)	045-896-2895 災害発生時(さいがいはっせいじ)に多言語(たげんご)による情報提供(じょうほうていきょう)を行(おこな)っています。詳細(しょうさい)は、こちら 
	対応言語(たいおうげんご) Supported languages: 英語 English、中国語 中文、ポルトガル語 Português、スペイン語 Español、ベトナム語 Tiếng Việt、ネパール語 नेपाली、	
	法律相談(ほうりつそうだん) Legal Consultation for Foreign Residents (平日(へいじつ) weekdays 13:00~13:45、14:00~14:45、15:00~15:45)	045-896-2895
	英語 English、中国語 中文、ポルトガル語 Português、スペイン語 Español、ベトナム語 Tiếng Việt、ネパール語 नेपाली、	
かながわ国際交流財団(かながわこくさいこうりゅうざいだん) Kanagawa International Foundation	多言語支援センターかながわ(たげんごしえんせんたーかながわ) Multilingual Support Center Kanagawa (平日(へいじつ) weekdays 9:00~12:00/13:00~17:15)	045-316-2770
	英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、ポルトガル語 Português、スペイン語 Español、ベトナム語 Tiếng Việt、ネパール語 नेपाली、インドネシア語 Bahasa Indonesia、タイ語 ภาษาไทย、タガログ語 Tagalog、やさしい日本語 やさしいにほんご	
法テラス(ほうてらす) Houterasu (Japan Legal Support Center)	多言語情報提供サービス(たげんごじょうほうていきょうさーびす) Multilingual Information service 0570-078377 を介(かい)して法テラス(ほうてらす)に相談(そうだん)できます You can consult with Houterasu staff through an interpreter. (平日(へいじつ) weekdays 9:00~17:00)	

対応言語(たいおうげんご) Supported languages:
 英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、スペイン語 Español、
 ポルトガル語 Português、ベトナム語 Tiếng Việt、タガログ語 Tagalog、
 ネパール語 नेपाली、タイ語 ภาษาไทย、インドネシア語 Bahasa Indonesia

9-4 自動車に関する相談

◆ 水に浸った車両の取り扱いについて

水に浸った車両は、外観上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、以下のように対処して下さい。

「浸水・冠水被害を受けた車両の対処方法」

- ① 自分でエンジンをかけない。
- ② 使用したい場合には、お買い求めの販売店もしくは、最寄りの整備工場にご相談下さい。特に、ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)は、高電圧のバッテリーを搭載していますので、むやみに触らないで下さい。
- ③ なお、使用するまでの間、発火するおそれがありますので、バッテリーのマイナス側のターミナルを外して下さい。

※ 外したターミナルがバッテリーと接触しないような措置(テープなどで覆う)をして下さい。(注)JAF[一般社団法人日本自動車連盟]及び JAMA[一般社団法人日本自動車工業会]の HP において、同様の注意喚起がされておりますので、ご参照下さい。

- ・ JAF の HP : <https://jaf.or.jp/common/attention/flood>
- ・ JAMA の HP: <https://www.jama.or.jp/library/carlife/15/>

◆ 被災自動車の廃車手続(永久抹消登録)

被災自動車の廃車手続は次のとおりです。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

< 廃車手続 >

自動車の所在がわからない場合・自治体に処分を依頼した場合	運輸支局等で抹消登録をします。	(必要書類等) ① 抹消登録申請書 (既に一時抹消登録をしている場合は、解体等届出書(抹消登録申請書と同一様式)) ② 印鑑登録証明書・実印 ③ 被災したことの証明に必要な書類 ・ 市町村が発行する罹災(りさい)証明書 (車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合) ☐ 戸籍謄本(所有者の方との関係が分かるもの) (既に一時抹消登録をしている場合) ☐ 登録識別情報等通知書
------------------------------	-----------------	---

		(代理申請をする場合) □ 代理申請に係る委任状
自分で処分を行う場合	○リサイクル業者へ引き渡す必要があります。 ○運輸支局等で抹消登録をします。 ※車検証上の所有者の方が、手続きをします。 ※所有者の方がお亡くなりになっている場合、その相続人の方が手続きをします。	上記①～③に加えて、 ④ 自動車検査証(車検証) ⑤ ナンバープレート前後2枚

<お問い合わせ先>

○ 普通自動車

登録関係(名義変更、住所変更、廃車、車検証再交付など)については、音声ガイダンスが始まったら「037」を押してください。

神奈川運輸支局	横浜市、横須賀市、鎌倉市、三浦市、逗子市、三浦郡葉山町	050-5540-2035
-------------------------	-----------------------------	---------------

○ 軽自動車

軽自動車協会神奈川事務所	(管轄区域) 横浜市・横須賀市・鎌倉市・三浦市・逗子市・三浦郡、川崎市	050-3146-3052
------------------------------	--	---------------

◆ 自動車重量税の還付制度

租税特別措置法に基づき、自動車検査証の有効期間内に自然災害により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局(自動車検査登録事務所)又は軽自動車検査協会事務において自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、自動車重量税の還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。詳細は、国税庁の相談窓口、又は運輸支局(自動車検査登録事務所)・軽自動車検査協会事務にお問い合わせください。

<還付手続等>

必要書類等	① 特例還付申請書 ② 戸籍謄本(所有者の方との関係が分かるもの) ③ 代理申請・代理受領に係る委任状(代理申請や代理受領をする場合)
還付申請書の提出期限	自然災害の発生した日から <u>5年以内</u>
還付申請書の提出先	運輸支局(自動車検査登録事務所)又は軽自動車検査協会事務所
還付を受けられる金額	納付した自動車重量税額のうち、車検残存期間(自然災害の発生した日から自動車検査証の有効期間満了の日までの月

	数)に応じ、以下により計算した金額が還付される。
	還付金額 = 納付した自動車重量税額 ÷ 車検証の有効期間 × 車検残存期間

<お問い合わせ>

国税相談専用ダイヤル		0570-00-5901
横須賀税務署	横須賀市、三浦市	046-824-5500(代表)

◆ 自動車税の減免等について

災害等により被災した自動車については、自動車税の減免措置等を受けることができます。詳細は、自動車税事務所(043-243-2721(代表))及び各県税事務所(「4-2 県民税の特別措置」ご参照)にお問い合わせください。

軽自動車・二輪車に係る軽自動車税については、お住いの市町(「4-3 市町民税の特別措置」ご参照)にお問い合わせください。